

事業所規模による算定区分の確認に関するQ&A

令和2年2月27日現在

- ①介護予防サービスまたは第一号通所事業を実施している場合は、利用者数に含むのか。

答

介護予防サービスの指定または第一号通所事業の指定を双方またはいずれかの指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に含む。

介護予防サービスの指定または第一号通所事業の指定を双方またはいずれかの指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には含めない取扱いとなる。

- ②介護予防サービスまたは第一号通所事業の利用者数も含む場合、どのように計算するのか。

答

介護予防サービスまたは第一号通所事業の利用者のうち、利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に1／2を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に3／4を乗じて得た数とする。

ただし、介護予防サービスまたは第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

- ③利用延人員数の計算は、サービス提供時間が短くても1人と数えるのか。

答

3時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に1／2を乗じて得た数とし、5時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に3／4を乗じて得た数とする。

- ④年中無休でサービス提供している事業所は、どのように計算するのか。

答

利用者の日祝日にサービスを受けるニーズに適切に対応する観点から、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、一週当たりの利用延人員数に6／7を乗じた数を合算したものにより、月当たりの平均利用者数を計算し、当該利用者数に基づき実績規模別の報酬を算定する取扱いとする（計算方法については、⑧を参照）。

【以下は、厚生労働省が作成したQ & Aから抜粋】

⑤同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。

(「平成21年4月改定関係Q & A (Vol.1)」問55)

答

実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、すべての単位を合算で行う。

⑥事業所規模別の報酬に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は含まれるのか。

(「平成18年4月改定関係Q & A (Vol.1)」問46)

答

いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

⑦通所介護等の事業所規模区分の計算に当たっては、

i　原則として、前年度の1月当たりの平均延べ人員数により、

ii　例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、

事業所規模の区分を判断することとなる。

しかし、iiを利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。

(「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」問24)

答

事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更によりiiを適用する事業所は、前年度の実績（前年度の4月から2月まで）が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%変更する場合のみとする。

なお、10月1日新規指定の事業所が規模確認を行う際は、3月も含め「実績が6月以上ある事業所」として取り扱うこととなる。

例：平成24年10月1日新規指定の指定通所介護事業所が、平成25年度報酬算定に係る事業所規模確認を行う場合、前年度の実績が10月から3月までの6月間あるものとする。

⑧事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。
 (「平成24年4月改定関係 Q&A (Vol.2)」問10)

答

以下の手順・方法に従って算出すること。

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。
 - ② 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）。
 - ③ ②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
 - ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。
- ※ ②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

[具体例] 6月から10月まで営業した事業所の利用延人員数の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
延べ人員	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00	—
×6／7	—	—	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	—	—	—	—	—
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00	3313.03

→利用延べ人数（4月～2月）…3313.03人

平均利用延人員数=3313.03人÷11ヶ月=301.184…人

【以下は、平成30年度に追加】

⑨平成30年度から、通所介護及び通所リハビリテーションの報酬が1時間単位での算定とされたが、規模確認のための算定区分確認表の様式は、引き続き、2時間ごとに区分けたままでよいのか。（様式変更はないのか。）

答

報酬算定の方法は1時間単位に変更されたが、規模確認の算定方法に変更はないため、算定区分確認表の様式変更はない。